

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 2 月 6 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601028号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600351号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成7年1月30日、喪失年月日を同年7月1日に訂正し、同年1月から同年6月までの標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

平成7年1月30日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年1月30日から同年7月1日まで

私は、平成7年1月30日から同年6月30日まで、A社に勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、同社に係る記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、当初、平成7年1月30日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年6月30日より後の同年7月13日付けで、取り消されていることが確認できる上、同日付けで、請求者と同様に被保険者記録を取り消されている者が21人確認できる。

一方、雇用保険の加入記録により、請求者は請求期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できる上、同社は、上記のとおり、平成7年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、商業登記簿謄本により、請求期間において法人の事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また、元取締役は、請求期間当時、厚生年金保険料の滞納があった旨回答している上、複数の同僚は、経営不振で、給与の遅配や未払いがあった旨回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成7年7月13日に厚生年金保険被保険者資格取得記録の取消処理を行う合理的理由はなく、当該取消処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者のA社における資格取得年月日を、当該取消処理が行われる

前の資格取得年月日の記録から、平成7年1月30日とすることが必要である。

また、請求者のA社における資格喪失年月日は、雇用保険の加入記録における離職年月日の翌日である平成7年7月1日とすることが必要である。

なお、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記取消処理前の厚生年金保険の記録から、41万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600856号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600352号

第1 結論

請求期間②について、請求者のA社B事業所(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和50年7月31日から同年8月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

昭和50年7月31日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和50年7月31日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和46年2月26日から同年3月1日まで
② 昭和50年7月31日から同年8月1日まで

昭和46年2月26日にD社E事業所(現在は、F社)に入社してから中途退社することなく勤務していたが、年金事務所に記録照会したところ、同社に勤務していた請求期間①及びA社B事業所に勤務していた請求期間②の厚生年金保険の加入記録がないことが分かった。請求期間①及び②についても上記の各事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②について、請求者に係る雇用保険の加入記録、G健康保険組合及びC社の回答により、請求者は請求期間②において、A社B事業所に継続して勤務(A社B事業所からH社(現在は、I社)に異動)し、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、C社の事業主が、A社B事業所からH社への異動は昭和50年8月1日である旨回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、請求期間②の標準報酬月額については、請求者に係るA社B事業所の厚生年金保険被

保険者原票において、標準報酬月額が昭和 50 年 7 月の随時改定により、同年 7 月 1 日付けで 13 万 4,000 円となっていることが確認できることから、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 50 年 7 月について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の昭和 50 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①について、請求者に係る雇用保険の加入記録、I 社から提出された請求者に係る「発令個人履歴マネージャー」及び G 健康保険組合の回答により、請求者が請求期間①に D 社 E 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、F 社は、請求者の請求期間①に係る資料を保管しておらず、請求期間①に係る厚生年金保険の取扱い及び請求者の給与からの厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

また、D 社 E 事業所に係る事業所別被保険者名簿により、同社において昭和 46 年 4 月 1 日以前に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる従業員のうち、被保険者期間に空白期間があるか、または中途採用者と思われる者 118 人及び請求者が同社と一緒に勤務したとする同僚一人に、同社における請求期間①に係る厚生年金保険の取扱い等について照会したが、回答のあった 54 人全員が不明であるとしている。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600874号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600353号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和52年1月4日から同年3月1日まで
② 昭和52年2月12日から同年3月31日まで

請求期間①について、昭和52年1月からB社の子会社であるD社に勤務していたが、勤務のなかったA社からも給与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、前回、A社に係るオンライン記録のうち、昭和52年1月4日に同社の被保険者資格を喪失し、同年3月1日に被保険者資格を再取得した記録を取り消すべきである旨の訂正請求を行ったが、記録訂正は認められなかった。しかし、請求期間①においてA社から継続して給与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたことは確かである。

請求期間②について、B社の子会社であるD社に昭和52年1月4日から同年3月31日まで継続して勤務していたが、請求期間②に係るB社の厚生年金保険の加入記録がない。請求期間②のうち、昭和52年2月21日から同年3月3日までの期間については、前回調査において、B社で海外出張した際のパスポートの出入国記録が見つまっている。今回、新たな資料はないが、前回提出したパスポートを再度提出するので、請求期間①及び②について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、i) 請求者のA社に係る雇用保険の加入記録によると、資格取得年月日は、昭和51年6月1日、離職年月日は昭和52年1月3日、資格再取得年月日は同年3月1日、離職年月日は昭和55年12月29日であり、請求期間①の同社における勤務が確認できないこと、ii) 請求者は、請求期間①にはB社に勤務しており、請求期間①のうち一部期間は、

同社からE国に派遣されていた旨陳述していること、iii) A社は、請求期間①に係る資料は保管していないことから、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除については、不明である旨回答しているところ、請求期間①当時、同社において給与事務及び社会保険事務を担当していた従業員は、請求者に係る厚生年金保険の処理は適切に行っていた旨陳述していることなどから、既に平成28年9月30日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、今回、新たな資料はないが、前回提出したB社において海外出張した際のパスポートを再度提出するので、請求期間②も含め記録を訂正してほしい旨主張し、訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求期間①に係る厚生年金保険料の控除を裏付ける新たな資料等の提出もない上、請求者は、給与の支給及び厚生年金保険料の給与からの控除について、他の従業員には分からないことなので、従業員照会は希望しない旨陳述している。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

請求期間②について、請求者から提出されたパスポートの出入国記録から、請求者は、昭和52年2月21日から同年3月3日までE国のF市に出国していることが確認できるところ、B社に係る当該出張に同行した同僚は、請求者と一緒に同国の工場を見学した旨陳述していることから、請求者は、請求期間②のうち、一部期間については同社の業務に関わっていたことがうかがえる。

しかしながら、C社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の請求者に係る欄に「喪失」のゴム印とともに「52. 2. 12」の日付が手書きされており、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と一致している上、同社の担当者は、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除については不明であるものの、請求どおりの届出は行っておらず、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を社会保険事務所（当時）に納付していない旨回答している。

また、G企業年金基金から提出された厚生年金基金加入員番号払出簿の中途脱退年月日欄には、「52. 2. 12」の日付が手書きされており、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と一致している。

そのほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。